

学校における感染症の取り扱いについて

山村国際高等学校

学校で予防すべき感染症の種類は学校保健法により次の通りとなっています。

	対象疾病	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるもの） 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 鳥インフルエンザ（インフルエンザ A ウイルス H5N1 型）	治癒するまで
2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（*）	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※第1種学校感染症 … まれだけど、重大な病気。感染症予防法の1種及び2種

※第2種学校感染症 … 良くある学校感染症。放置すれば学校で流行する可能性がある飛沫感染する感染症

※第3種学校感染症 … 放置すれば学校で流行する可能性がある感染症

（*）その他の感染症 … 学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての処置を講じることが出来る疾患

保護者の方へ

※学校感染症の疑いがある場合は、必ず医師の診断を受け、登校許可を得てから学校に登校してください。学校感染症の診断を受け、学校を休む場合は必ず連絡（049-281-0221）をお願いします。

※下記の「学校感染症届出書」を医師にご記入いただき、担任までご提出下さい。

なお、第3種のその他の感染症につきましては「他に感染させ、学校で流行させるおそれがある場合の欠席」は出席停止となりますが、全ての感染症が対象になるわけではなく、風邪や胃腸炎などのように「身体の回復のため、安静が必要な場合の欠席」は該当しません。

※下記の「学校感染症届出書」は、医師に記入していただく際に有料になる場合もあります。

なお、この学校感染症届出書をご提出いただいたのち、出席停止の取り扱いとなります。ご了承ください。

医療機関様へ

お忙しいところ恐れ入りますが、「病状その他の様子から他に感染させ、学校で流行させるおそれがある場合」に、下記の学校感染症届出書をご記入下さい。

キリトリ線

学校感染症届出書

山村国際高等学校 年 組 氏名 _____

病名 _____

上記の病気で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。

療養期間 月 日 ~ 月 日 まで

平成 年 月 日

医療機関名
住所及び電話番号
医 師 名 _____

印